明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業五九）　一

〔告　示〕
○半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（総務・農林水産・国土交通一二）　三
○離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（同一三）
○荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局四八三）
○都市計画に関する件（同四八四）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局二四七）
○道路に関する件（九州地方整備局二一一～二一三）
○道路に関する件（北海道開発局一三五、一三六）　四

〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）
国家試験
平成二十五年度建設機械施工技術検定合格者公告（国土交通省）　四
平成二十五年度土地区画整理士技術検定合格者（同）　五
平成二十六年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○経済産業省令第五十九号

電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律百七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の三」に改める。

第二条の二第一項第一号中「契約電力（一般電気事業者又は特定規模電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。）」を「使用最大電力」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（密接な関係）

第三条の二　法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が設置する非電気事業用電気工作物

二　取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が設置する非電気事業用電気工作物

第三条の三　法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の特定規模需要

二　取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の特定規模需要

第二十一条第三号中「共同して」の上に「自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあっては、」を加える。

第三十八条第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における同号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する他の者の特定規模需要又は第三条の三各号に掲げる特定規模需要に応じて供給する電気に係るもの

第三十九条第一項中「供するための電気」の下に「並びに法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気」を加え、同条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動」の下に「又は法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気の量の変動」を加える。

第四十条第二項中「託送供給約款変更届出書に」の下に「、その変更後の託送供給約款及び」を加える。

（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一⑵の備考中「整理されているものを除く。）」の次に「、法第２条第１項第14号ハに規定する非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）」を加える。